（第三者提供を受ける際の確認等）

第二十六条　個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第二十三条第一項各号又は第五項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一　当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名

二　当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2　前項の第三者は、個人情報取扱事業者が同項の規定による確認を行う場合において、当該個人情報取扱事業者に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならない。

3　個人情報取扱事業者は、第一項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

4　個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

附則第五条中「第二十三条第四項第三号」を「第二十三条第五項第三号」に改める。

第三条　個人情報の保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第六十一条第五号中「第二十六条第一項」を「第二十七条第一項」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第四条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「特定個人情報保護評価」を「特定個人情報保護評価等」に、「第二十八条」を「第二十八条の四」に、「第三十五条」を「第三十五条の二」に、

「第六章　特定個人情報保護委員会
第一節　組織（第三十六条―第四十九条）
第二節　業務（第五十条―第五十六条）
第三節　雑則（第五十七条）」

を「第六章　特定個人情報の取扱いに関する監督等（第三十六条―第四十一条）」に、「第五十八条―第六十一条」を「第四十二条―第四十五条」に、「第六十二条―第六十六条」を「第四十六条―第五十条」に、「第六十七条―第七十七条」を「第五十一条―第六十条」に改める。

第二条第六項中「（第四十五条第四項を除く。）」を削り、同条第八項中「第六十七条」を「第五十一条」に改め、同条第十四項中「第二十七条及び附則第二条において」を「第七章を除き、以下」に改め、同条第十五項中「第五十八条第一項」を「第四十二条第一項」に改める。

第十四条第二項中「第六十七条」を「第五十一条」に改める。

第十九条第十一号中「第五十二条第一項」を「第三十八条第一項」に、「特定個人情報保護委員会」を「個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）」に改め、同条第十二号中「第五十三条」を「第三十九条」に改め、同条第十四号中「特定個人情報保護委員会規則」を「個人情報保護委員会規則」に改める。

第二十一条第一項中「特定個人情報保護委員会」を「委員会」に改める。

「第一節　特定個人情報保護評価」を「第一節　特定個人情報保護評価等」に改める。

第二十六条第一項中「特定個人情報保護委員会」を「委員会」に改め、「者が」の下に「特定個人情報保護評価（」を加え、「（以下「特定個人情報保護評価」という」を「をいう」に改め、同条第二項中「特定個人情報保護委員会」を「委員会」に改める。

第二十七条第一項中「その他の特定個人情報保護委員会規則」を「その他の個人情報保護委員会規則」に、「に、特定個人情報保護委員会規則」を「に、個人情報保護委員会規則」に、「ついて、特定個人情報保護委員会規則」を「ついて、個人情報保護委員会規則」に改め、同項第七号中「特定個人情報保護委員会規則」を「個人情報保護委員会規則」に改め、同条第二項中「特定個人情報保護委員会規則」を「個人情報保護委員会規則」に、「特定個人情報保護委員会の」を「委員会の」に改め、同条第三項中「特定個人情報保護委員会」を「委員会」に、「第五十二条第一項」を「第三十八条第一項」に改める。

第五章第一節中第二十八条の次に次の三条を加える。

（研修の実施）

第二十八条の二　行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有し、又は保有しようとするときは、特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者に対して、政令で定めるところにより、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第三十五条の二において同じ。）の確保に関する事項その他の事項に関する研修を行うものとする。

（委員会による検査等）

第二十八条の三　特定個人情報ファイルを保有する行政機関、独立行政法人等及び機構は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いの状況について委員会による検査を受けるものとする。

2　特定個人情報ファイルを保有する地方公共団体及び地方独立行政法人は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、委員会に対して当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いの状況について報告するものとする。

（特定個人情報の漏えい等に関する報告）

第二十八条の四　個人番号利用事務等実施者は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態が生じたときは、委員会に報告するものとする。

第二十九条第一項の表第十条第一項及び第三項の項、第三十条第一項の表第十条第一項及び第三項の項及び同条第二項の表第十条第一項及び第三項の項中「特定個人情報保護委員会」を「個人情報保護委員会」に改める。

第五章第二節中第三十五条の次に次の一条を加える。

（特定個人情報の保護を図るための連携協力）

第三十五条の二　委員会は、特定個人情報の保護を図るため、サイバーセキュリティの確保に関する事務を処理するために内閣官房に置かれる組織と情報を共有すること等により相互に連携を図りながら協力するものとする。

第六章の章名を次のように改める。

第六章　特定個人情報の取扱いに関する監督等

第六章第一節を削る。

第六章第二節の節名を削り、同章中第五十条を第三十六条とし、第五十一条から第五十五条までを十四条ずつ繰り上げる。

第五十六条及び第六章第三節を削る。

第七章中第五十八条を第四十二条とする。

第五十九条第一項中「第六十一条」を「第四十五条」に改め、同条を第四十三条とする。

第六十条中「第五十八条第一項」を「第四十二条第一項」に改め、同条を第四十四条とし、第六十一条を第四十五条とする。

第六十二条第一項中「地方自治法」の下に「（昭和二十二年法律第六十七号）」を加え、第八章中同条を第四十六条とし、第六十三条を第四十七条とし、第六十四条から第六十六条までを十六条ずつ繰り上げる。

第九章中第六十七条を第五十一条とし、第六十八条から第七十一条までを十六条ずつ繰り上げ、第七十二条を削る。